

豊橋市図書館サポーター広告事業仕様書

1 広告媒体の種類等

(1) 種類

雑誌カバー、館内外の壁面等を活用した広告

(2) 広告の規格等

ア 雑誌カバー広告

- ・雑誌カバーの背面

※雑誌カバーは、雑誌のサイズに合わせて様々なものがあります。最小はW150×H220mm程度、最大はW250×H330mm程度です。広告サイズは事業者の裁量とします。

- ・最大 370 誌程度



イ 館内外の壁面等を活用した広告

- ・B1判(W728×1030mm)～B0判(W1030×H1456mm)程度
- ・利用や業務に支障がない範囲で、中央図書館、大清水図書館に最大12枠まで掲載が可能



(3) 掲載広告

豊橋市広告掲載要綱及び豊橋市広告掲載基準に合致する企業広告等

2 広告掲載料等

(1) 広告掲載料

年間広告掲載料は200,000円以上とします。事業者は決定した年間広告掲載料に相当する雑誌等を納入していただきます。決定した年間広告掲載料がその1年間の雑誌等購入額の上限額となりますが、増減があった場合には翌年以降で清算するものとします。また、事業者の責に帰さない理由で広告を掲載できなかった場合の広告掲載料については、その都度協議により決定します。

(2) 雑誌等の購入先

雑誌等の購入先は当該年度の豊橋市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録された業者となります。なお、雑誌（図書）の場合は豊橋市中央図書館図書納入組合です。

3 納入物品の決定

納入していただく雑誌等については1年単位で決定します。

4 広告媒体について

(1) 設置

ア 設置は、事業者の責任と費用負担で行ってください。

イ 広告媒体の所有権は、事業者に帰属するものとします。

ウ 設置においては、利用者の安全を確保するため、転落防止等について万全な対策を講じてください。

エ 広告の設置は、華美にならず、周りの雰囲気を変えない程度のものでしてください。

(2) 広告の掲載及び問い合わせへの対応

ア 図書館サポーター（広告主）の募集、広告の制作、広告内容に関する問い合わせ対応は、事業者の責任と費用負担で行ってください。

イ 図書館サポーター（広告主）の選定及び掲載する広告の内容については、豊橋市広告掲載要綱及び豊橋市広告掲載基準に適合するものとしてください。

ウ 広告の掲載にあたっては、あらかじめ見本を市へ提出し、承認を得たうえで掲載することとしてください。

エ 広告媒体には、「豊橋市図書館サポーター」と事業者の問い合わせ先を明記してください。

(3) 運用・保守

ア 広告媒体の運用・保守（広告の更新、破損・欠損を生じた場合の交換等）は、事業者の責任と費用負担で行ってください。

イ 破損、故障、掲載取消等の問題が生じた場合は、速やかに対応にあってください。

(4) 撤去

使用許可の期間満了、許可の取消し等により撤去したときは、事業者の責任において、速やかに原状回復を行ってください。